

第十章 米国軍政時代

## 第一節 終戦

### 一、ポツダム宣言(Potsdam Declaration)

一九四五年（昭和二十年）七月二十六日、日本に無条件降伏を要求したこの米英支三国の共同宣言は、ソ連が同年八月八日の対日参戦とともに加わり、四主要連合国の共同宣言となった。宣言は後に日本の降伏文書のなかに取りいれられ、連合軍の日本占領管理の基礎となった。ポツダム宣言全文

一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席およびグレート・ブリテン国総理大臣は吾らの数億の国民を代表し協議の上日本国に対し、今次の戦争を終結するの機会を与うることに意見一致せり。

二、合衆国、英帝国および中華民国の巨大なる陸、海、空軍は西方より自国の陸軍および空軍による数倍の増

強を受け日本国に対し、最後の打撃を加うるの態勢を整えたり。右軍事力は日本が抵抗を終止するに至るまで同国に対し戦争を遂行するの一切の連合国の決意により支持せられ、かつ鼓舞せられざるものなり。

三、決起せる世界の自由なる人民の力に対するドイツ国の無益かつ無意義なる抵抗の結果は、日本国民に対する先例を極めて明白に示すものなり。現在日本国に対して集結しつつある力は、抵抗するナチスに適用せられたる場合に於て全ドイツ国民の土地、産業及び生活様式を必然的に荒廃に帰せしめたる力に比し、測り知れざるほど更に強大なるものなり。吾等の決意に支持せらるる吾らの軍事力の最高度の使用は、日本国軍隊の不可避かつ完全なる壊滅を意味すべく、また同様必然的に日本国本土の完全なる破壊を意味すべし。

四、無分別なる打算により日本帝国を滅亡の淵に陥れたる我儘なる軍国主義的助言者により日本国が引続き続御せらるべきか、又は理性の経路を日本国が履むべきかを日本国が決定すべき時期は到来せり。

五、吾らの条件は左の如し。  
吾らは左の条件より離脱することなかるべし。之に代

る条件存在せず。吾らは遅延を認むるを得ず。

六、吾らは無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至るまでは平和、安全および正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力および勢力は永久に除去せられざるべからず。

七、右の如き新秩序が建設せられ且つ日本国の戦争遂行能力が破碎せられたることの確証あるに至るまでは、連合国の指定すべき日本国領域内の諸地点は、吾らここに指示する基本的目的の達成を確保するため、占領せらるべし。

八、カイロ宣言の条項は履行せらるべく、また日本国の主権は本州・北海道・九州及び四国ならびに吾らの決定する諸小島に局限せらるべし。

九、日本国軍隊は完全に武装を解除せられたるのち、各自の家庭に復帰し、平和的かつ生産的に生活を営むの機会を得しめらるべし。

十、吾らは日本人を民族として奴隷化せんとして又は国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非

ざるも吾らの俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰が加へられるべし。日本国政府は日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障害を除去すべし。言論、宗教および思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立せらるべし。

十一、日本国は公の経済を支持し且つ公正なる実務賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。但し日本国をして戦争のため再軍備を為すことを得しむるが如き産業はこの限りにあらず。右目的のため原料の入手（其の支配とは之を区別す）を許さるべし。日本国は将来世界貿易関係への参加を許さるべし。

十二、前記諸項目が達せられ且つ日本国民の自由に表示せる意思に従い平和的傾向を有し且つ責任ある政府が樹立せらるるに於ては、連合国の占領軍はただちに日本より撤収せらるべし。

十三、吾らは日本国政府がただちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、かつ右行動における同政府の誠意につき適当かつ充分なる保障を提供せんことを同政府に

対し要求す。

右以外の日本国の選択は迅速かつ完全なる壊滅あるのみとす。

昭和二十年（一九四五）四月一日、沖縄に上陸した米軍は二カ月余の激戦の末、六月二十一日全島を制圧占領した。米軍の被害は死者約一万二千人、日本側は島民義勇兵を含めて約十万人であった。

これより先、沖縄作戦の目途がついた六月十八日、トルーマン大統領は、日本を確実に降伏させるための、十一月一日九州上陸案を承認した。したがって米軍の軍事行動は沖縄本土間に点在する薩南諸島の直接占領は考えず、もっぱら本土上陸の態勢に移行していったのである。

しかし総ての戦闘能力を喪失していた日本は、八月十日四日ポツダム宣言受諾を御前会議で決定し、翌十五日、日本国民は、ラジオ放送による詔勅朗読によって、終戦を知った。

## 二 終戦の詔勅

日本のポツダム宣言受諾に関する対連合國通告は昭和二十年八月十四日、スイスを介して緊急電報で發送された。同じ日に終戦を告げる詔勅の録音が行われ、八月十五日正午のつぎの玉音放送となった。

朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ、茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク

朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ、抑々帝國臣民ノ康寧ヲ図リ万邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ、朕ノ拳拳措カサル所囊ニ米英二國ニ宣戦セル所以モ亦実ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス、然ルニ交戦已ニ四歳ヲ閲シ朕カ陸海將兵ノ勇戦朕カ百僚有司ノ励戦朕カ一億衆庶ノ奉公各々最善ヲ尽セルニ拘ラス戦局必スシモ好転

二大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕最モ之ヲ戒ム宜シク挙國一家子孫相伝ヘ確ク神世ノ不滅ヲ信シ任重クシテ道遠キヲ念ヒ総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシテ誓テ國体ノ精華ヲ発揚シ世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ

御名御璽

昭和二十年八月十四日

## 三 沖永良部における終戦

当時、沖永良部島の民間にはラジオがなく、終戦の玉音放送を聞いた者はいなかった。守備隊の幹部は終戦を知らされていたようだが、住民は知らなかった。ただ、十五日以後も敵機は来襲し低空飛行をしたが、全然発砲しなかった。また御真影の奉焼について赤地信氏は「軍政下の奄美」で次のように述べている。

9・26、全生徒出校、御真影奉遷式を午前十時挙行。午前十一時校長職員護衛し、生徒に見送られて、御真影

セス、世界ノ大勢亦我ニ利アラス加之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ頻リニ無辜ヲ殺傷シ慘害ノ及フ所眞ニ測ルヘカラサルニ至ル而モ尚交戦ヲ繼續セムカ、終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ是レ朕カ帝國政府ヲシテ共同宣言ニ応セシムルニ至レル所以ナリ

朕ハ帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸同盟邦ニ対シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス帝國臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ惟フニ今後帝國ノ受クヘキ苦難ノ固ヨリ尋常ニアラス爾臣民ノ哀情モ朕善ク之ヲ知ル然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒヒテ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス

朕ハ茲ニ國体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ乱リ為

は越山の戦後処理委員和田孫式（副官）に奉遷を完了せり。時に午後二時半なり。戦後処理委員は、式典を挙行し午後四時三十分全島から奉遷した御真影・詔書の奉焼を完了せり。立会人、陸軍大尉藤田彦治（部隊長）・署長代理巡查部長田中弘・和泊町長東仲一・知名村長代理江里真哉。

愈々和田副官・藤田大隊長の手によつて火は放たれた。御真影は青い煙に包まれて静しづと焼かれてゆく。たまたまなくなつて私は涙ながら「君が代」続いて「海ゆかば」の音頭をとつた。立並ぶ職員全部がそれに和して、慟哭の中に歌い終つた頃、御真影は灰燼と帰っていた。

また当時和泊国民学校長であつた新納盛定氏は、和泊小学校沿革誌に次のような顛末書を残している。

顛末書  
天皇陛下御真影  
皇后陛下御真影  
大正天皇御真影  
皇太后陛下御真影  
明治天皇御真影

役江里真哉立合ノ下ニ昭和二十年九月二十六日午後二時戦後処理委員和田孫式ニ奉還ヲ完了セリ  
戦後処理委員ハ前記諸員ノ参列ヲ求メテ式典ヲ挙行シ同日午後四時三十分  
御真影並勅語ノ奉焼ヲ完了セリ  
謹ミテ顛末書如斯御座候也  
昭和二十一年一月十五日

大島郡和泊町和泊国民学校長 新納盛定  
鹿児島県知事 殿

## 四 戦後処理

玉音放送から幾日かがすぎた。  
奄美は大きな混乱もなく、平穩にさえみえたが、巷の不安は蔽うべくもなかった。八月二十日、大島支庁は各町村長、各学校長を集めて合同会議をひらいた。  
連合国の「対日処理」ということと関連して、種々雑多な「情報」が巷に錯綜した。「戦時中の法律は無くなつた」といふ主のない声は「食糧供出の義務も必要なく

昭憲皇太后御真影  
教育勅語

戊申詔書

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ……

精神作興ニ関スル詔書

勅語 朝見ノ儀ニ於テ下賜

勅語 健全ナル国民ノ養成

令旨

青少年学徒ニ賜ハリタル勅語

ヲ小職ハ日夜恐懼シテ奉護シ来リシニ昭和二十年九月二十四日大島郡和泊町大城国民学校ニ於テ

戦後処理委員 沖永良部島地区隊副官陸軍中尉和田孫式ヨリ口頭ニテ学校ニ奉戴セル

御真影並御勅語ハ奉還ノ精神ヲ以テ奉焼スヘシトノ命ヲ受ケタリ 事ノ重大ナルト緊急ナルトニ恐懼措ク能ハズ 長官ノ指示ヲ仰ガントスルモ電報通信ノ便ナク上官ノ命ヲ待タズシテ奉焼スルハ責任ノ重キニ鑑ミ部下職員ト共ニ奉護シテ沖永良部島地区隊陣地内ニ致リ同隊長代理陸軍大尉藤田彦治 沖永良部島警察署長代理巡查部長田中弘 和泊町長東仲一 知名村長代理助

なつた」と、たちまち具体的になつた。そのうち、帰属問題をめぐる「情報」が人びとの不安を駆りたてた。

本土はもちろん、郡内の交通さえまたとぎされたままの状態であつた。合同会議は空席がめだつたが、それでも大島本島はほとんどの町村が出席した。池田支庁長が座長席について、「承諾必謹」を冒頭に、内閣告諭の趣旨徹底など事態收拾の指示事項を提出して、国家再建の耐乏生活を説いた。民心の安定と治安確保の問題、食糧、金融、経済の問題、さらに教育をふくむ復興の問題等質疑は真剣だつた。就中食糧問題では支庁長がとくに発言をもとめた。これにたいし三方村長重武嘉玖郷（後に改名克彦）、笠利村長有川清蔵、宇検村長大林米太郎、実久村助役榮信篤らが状況を報告、地方の窮迫も甚しいが、割当は完遂したいと反応をみせた。

この会議は結果からいうと、奄美の「戦後処理」に一応の方向づけをした点でまさに歴史的であつた。その特徴は、町村長の自治権が前面におしだされた点にあつたが、それは同時に、町村長がより厳しい立場に立たされたことを意味するものであつた。再建への耐乏強調の裏

には窮迫した食糧事情があったが、九月から十月にかけて全郡を襲った三度の台風により、たのみの食糧供出は膠着するばかりだった。とくに九月中旬、二度目の台風は沖永良部島など南離島に猛威をふるい、被害も四十年ぶりといふ惨状。そして三度目（十月九日）は大島本島を縦断、名瀬町では奄美高等女学校寄宿舎などが倒壊し、女子学生三名が圧死するという惨事をうんだ。全郡の農作物は鳥有に帰し、食糧の需給計画は根っから崩れ去り、食糧事情は急傾斜で悪化した。買い出し、売り惜しみ、ヤミ取引は一夜あけるごとに増えていった。

合同会議を境として、奄美はいわゆる手さぐりの戦後処理にはいつていった。

昭和二十年九月十日、大島支庁に「戦後処理事務所」が特設され、翌十一日には管内各警察署長、各町村長あての終戦第一号公文「民間の武装解除」にかんする通牒が発せられた。前後して名瀬町をはじめ各町村にも同じ名の「事務所」又は係が設けられた。支庁の「処理事務所」には大中、奄美高女校の英語教諭陣が動員された。奄美群島最高司令官―正式には独立混成第六四旅団長・高田利貞陸軍少将の依頼による米軍あての書類作りがお

もな作業だった。

まだ目に見えぬ米軍はこうして奄美の暮らしのなかに入りこんできたが、人びとにとってやはり気がかりなのは、こんど指定される「戦後日本の領域」の問題であった。

奄美は果たしてどのように処置されるのか、この不安を反映したというか、まもなく訪れた奄美駐屯部隊の武装解除は、日本側の劇的な「抵抗」のなかにようやく調印ということになる。

九月二十一日、すなわち玉音放送の日から三十七日目のこの日、沖縄から来航した米第十軍司令部のカンドン大佐一行十名は、奄美における日本軍降伏の手續要務をおびて平土野港（天城村）に上陸した。一行をむかえた高田少将は、直ちに公式手續にはいつた。

ところが米軍側が提示した「降伏文書」の Northern Ryukyu 「北部琉球」の呼称に眉をくもらせる。「奄美群島は北部琉球ではない」と同少将は言った。「ここは九州・鹿児島県に属する奄美群島である、この点をはっきりしていただきたい。」

米軍がこれを拒んだところから高田少将は Northern

Ryukyu 「北部琉球」では署名できない、として有名な「北部琉球問答」となる。

会場はとっさの間不穏の空気につつまれたが、高田少将の決意は固く、「鹿児島県の奄美群島」をくりかえし強調した。押問答約三時間の後、米軍側がやっと譲歩する。そして無電をもって沖縄経由マニラの米第十軍司令官スチルウエル大将に指揮を求めることになった。

地名の訂正は諒解され、奄美群島の降伏文書は北部琉球 (Northern Ryukyu) から鹿児島県奄美群島 (Amami Gunto, Kagoshima-ken) と書き改められた。

こうして奄美における降伏文書の手続きは、あとは順調にすすんだが、署名をおわった高田少将が最後に「ねがわくば奄美群島をして、第二のアルサスローレンたらしめることのないように」と希望を申し添え、米軍側も「その旨を本国につたえる」と肯いたということ、あとで余りにも有名となった。